

平成19年 No.11

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程及び東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程の一部を改正する規程

改正理由

平成19年4月以降の東京学芸大学教員組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

大学教員組織の変更に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理する。

(平成19年2月27日 大学院連合学校教育学研究科委員会 報告)

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程及び東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年 2 月 28 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規程第 7 号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程及び東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成 8 年規程第 7 号）及び東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程（平成 8 年規程第 9 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程の一部改正について

改正理由：平成19年4月以降の東京学芸大学教員組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (教員組織) 第4条 連合学校教育学研究科の教員組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) 連合学校教育学研究科の専任教員（以下「研究科専任教員」という。） (2) 東京学芸大学、埼玉大学、千葉大学及び横浜国立大学（以下「構成大学」という。）の教育学部（横浜国立大学にあつては教育人間科学部）及びこれに関連を有する研究施設等の教授及び<u>准教授</u>のうち連合学校教育学研究科における研究指導及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた教員 (3) 構成大学の教育学部（横浜国立大学にあつては教育人間科学部）及びこれに関連を有する研究施設等の教授、<u>准教授</u>及び講師のうち、連合学校教育学研究科における研究指導の補助及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた教員 2～3 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (教員組織) 第4条 連合学校教育学研究科の教員組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。 (1) 連合学校教育学研究科の専任教員（以下「研究科専任教員」という。） (2) 東京学芸大学、埼玉大学、千葉大学及び横浜国立大学（以下「構成大学」という。）の教育学部（横浜国立大学にあつては教育人間科学部）及びこれに関連を有する研究施設等の教授及び<u>助教授</u>のうち連合学校教育学研究科における研究指導及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた教員 (3) 構成大学の教育学部（横浜国立大学にあつては教育人間科学部）及びこれに関連を有する研究施設等の教授、<u>助教授</u>及び講師のうち、連合学校教育学研究科における研究指導の補助及び講義・演習・実験等を担当する資格を有すると認められた教員 2～3 〔省略〕 〔省略〕

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科長選考規程の一部改正について

改正理由：平成19年4月以降の東京学芸大学教員組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (研究科長候補適任者の選出方法) 第6条 研究科長候補適任者を選出するため、選挙を行う。 (選挙有資格者) 第7条 前条の選挙の選挙有資格者は、選挙公示日に在職する、研究科専任教員及び研究科所属教員で、かつ、東京学芸大学の専任である教授、<u>准教授</u>及び講師とする。 2 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (研究科長候補適任者の選出方法) 第6条 研究科長候補適任者を選出するため、選挙を行う。 (選挙有資格者) 第7条 前条の選挙の選挙有資格者は、選挙公示日に在職する、研究科専任教員及び研究科所属教員で、かつ、東京学芸大学の専任である教授、<u>助教授</u>及び講師とする。 2 〔省略〕 〔省略〕